

子どもの幸せは？

～あらためて“子どもの権利条約”を考える～

今、子どもは幸せでしょうか。

子どもの権利条約（1989年11月発効）が日本で批准されたのは1994年5月です。

それから20年が経ちました。子どもの権利条約は活かされているのでしょうか。

子どもの人権に造詣の深く、様々な実践的な活動もされている坪井節子弁護士（東京弁護士会）に、改めて子どもの権利条約や子どもの現状などについてお話しをしてもらいます。是非、ご参加ください。

子どもたちに寄り添う ～いじめ・虐待・少年非行の現場から～



講師

坪井節子さん

(社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長・弁護士)

1978年 3月 早稲田大学第一文学部哲学科卒業
1980年 4月 東京弁護士会にて弁護士登録
1984年 4月 坪井法律事務所開設
1987年11月から 東京弁護士会子どもの人権救済センター相談員
東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員
日弁連子どもの権利委員会幹事など
2004年 6月から NPO 法人カリヨン子どもセンター設立
2008年 3月から 社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長

日時

2015年 1月 24日 (土) 受付 13:30～
講演 14:00～16:30

会場

ハートフルスクエア G 研修室 50
岐阜市橋本町 1-10-23 (JR 岐阜駅東) ☎ 058-268-1050

資料代
500円

【主催】子どもの人権ネットワーク・岐阜 代表：河合良房（弁護士）

【連絡先】河合法律事務所内 〒500-8812 岐阜市美江寺町 1-22 奥田ビル 2F

TEL 058-262-7997 FAX 058-262-3997 (平日 10時～18時)

原（事務局長）携帯電話 090-3567-6564

岐阜市女性センターフェスティバル協賛